

『「通関士」合格の基礎知識』補正表(初版第3刷)

2007年11月 中央書院

○本書の発行後に行われた法令改正等により、下記の箇所を補正します。

ページ	補正前	補正後
P19 図表1-8	輸入禁制品（輸入してはならない貨物）	「輸入禁制品（輸入してはならない貨物）」に「 <u>感染症予防法に定める病原体</u> 」が追加されました。
P38 図表1-18 注意書 2行目	「 <u>貨物の指定</u> を受ける必要があります」	平成19年4月1日から「貨物の指定」の規定が廃止されました。よって左記の「貨物の指定」に関する記述は削除します。
P39 下から9～4行目	「 <u>貨物を税関長に指定</u> してもらう必要があります」、「 <u>貨物の指定申請</u> を行います」などの「貨物の指定」に関する記述	
P41 3～4行目	「 <u>指定貨物の要件</u> 」、「 <u>指定貨物の輸入の際に提供</u> する担保」	
P46 12～13行目	「過去1年間に6回以上の輸入実績がないと <u>貨物の指定</u> は受けられません」	
P41 コラム 下から6行目	「自社などの工場や倉庫内での輸出通関を認めようというのです」	
P42 イラスト (下)	イラスト中の、自社の工場で輸出通関を行っている箇所	貨物の置かれている場所だけでなく、 <u>船積み</u> を予定している港でも輸出通関が認められるようになりました。
P85 図表2-5	入国時に提出する携帯品・別送品申告書	平成19年4月1日から様式が変更され、チェック欄が設けられるなど記入しやすい申告書になりましたが、申告内容には変更はありません。
P88 1行目および7行目 延滞税の計算式	「不足分の関税額（一万円未満切捨） × <u>4.1%</u> ×延滞日数/365日」、「850万円 × <u>4.1%</u> ×22日/365日=21,005円」	平成19年1月1日以降の延滞税率は、 <u>4.1%</u> から <u>4.4%</u> に引き上げられました。また、平成20年1月～12月の期間の利率は、 <u>4.75%</u> になる見込みです。
P97 図2-11 注意書	「無申告加算税率は、平成19（2007）年1月1日より20%に引き上げられる予定です」	原則的な税率は15%ですが、平成19年1月1日から、 <u>納付すべき税額が50万円を超えるときは、超える部分に相当する税額に5%が加算される</u> 、つまり20%の税となりました。
P98 下から13～12行目	「なお、平成19（2007）年1月1日から無申告加算税率は、20%に改正される予定です」	
P178 図表4-1 (上)	「（たばこ税）紙巻たばこ 1本につき <u>6.5円</u> 」	紙巻たばこの税率は、1本につき <u>7.5円</u> に改定されました。
P180 12～13行目	「特別特惠受益国についても特惠受益国の場合と同様の品目が無税の対象になるほか、その他の特有の品物（約1,200品目）も定められています」	特別特惠受益国の原産品は、無税の対象になります。ただし、「特別特惠関税例外品目表」（関税暫定措置法別表5）に掲げる品目は、その対象になりません。
P184 <便益関税>の項 7～8行目	「 <u>ベトナム、カンボジア、アフガニスタン、リビアなど24カ国</u> （又は地域）が定められています」	ベトナム、カンボジアはWTO協定加盟国になり、協定税率が適用されるようになりました。2007年4月時点の便益関税適用国は <u>21カ国</u> （又は地域）です。